

若越郷土研究

1301

越前東御坊と百カ寺騒動

松原 信之

一 はじめに

徳川幕府の成立と期を一にして、真宗本願寺は東西に分裂した。真宗王国、越前の藩都北庄（福井）には東西両本願寺の総触頭として本瑞寺（東坊）と本行寺（西別院）が設置され、越前の末寺総門徒を統轄して君臨したのである。幕府の宗教政策は諸国の寺院の本末を規定し、その組織を利用して寺院統制を行なったが、この様な背景のもとに成立した本瑞寺は幕藩体制上も重要な地位を示めていたのである。この稿ではこの本瑞寺の歴史的成立過程と、これをめぐる武士門徒と諸末寺間の権力の葛藤を述べてみたい。

また、これに関連して発生したのが天和

松原 越前東御坊と百カ寺騒動

年中の百カ寺騒動である。東派寺院が百カ寺と十七カ寺に二分して対立し、本山の措置に不満を示した百カ寺は挙って西派に帰入するという大きな騒動であった。この事件はそれぞれ諸寺院の門徒に組織されていた町人・百姓の宗教観にも大きな動揺を与えたばかりでなく、宗教一揆にまで発展することを恐れていた福井藩にも多分の恐威を与えた。しかしこの様に当時の宗教界に大きな破紋を投げかけた百カ寺騒動も現在では、その詳細はほとんど発表されておらず、これに関与した諸寺院でも現在すでに忘れ去られている。この点を考慮して発見され得る諸資料を総合してその詳細な過程に論及することもこの稿での課題である。

二 北庄における本願寺教団の動向

存覚袖日記によれば、応長元年（一三三一）覚如とその子存覚は大町如道の許へ来錫し教行信証を講授したという。恐らくこれが本願寺による北陸布教の第一歩であろう。その後、宝徳年中、七代存如は石田西光寺を創建し、その布教の足跡を物語る存如下附の方便法身尊像も近年発見された。しかし北庄地方にも本願寺教線が確実に伸びたのは、その子八代蓮如が吉崎に念仏

道場を建立し、北越に積極的な教化活動を展開して以来のことであろう。蓮如の御文に「抑々この方、北庄一里五十町のあいだ念仏同行の坊主達」と見られ、北庄にも既に布教の基盤があった。

越前麻生津の出身である下間安芸法眼蓮崇は吉崎来化の蓮如に親近して、その信任が篤く文明七年八月八日、宗祖御影ならびに絵伝四幅が下附されている。

所でこれらの裏書には「越前之國葦羽郡北之庄浜、願主蓮崇」とある。「浜」は河岸即ち足羽川北岸一帯に当り、現在も浜町の町名として遺存しているが後の東御坊の前身、北庄総坊はこの「浜」の地域に含まれると考えられる塩町の地にあったと云うから、この蓮崇居所の僧坊古跡に後世この北庄総坊が再建されたのであろうとも考えられるのである。

蓮如の吉崎退去後、越加地方を中心に一向一揆が拡がり、越前守護朝倉氏もこれらの対策にはまったく手を焼く有様であった。朝倉氏は国内の一向宗徒を加賀に追放し、同じ真宗でもこれに対抗する三門徒派や高田派にその保護を加えた。天正元年（一五七三）朝倉氏の滅亡後、信長は桂田長

松原 越前東御坊と百々寺騒動

俊を越前守護代に命じ、北庄には三人衆を置いたが翌年再び起った一向一揆で越前も一時、本願寺領国と化した。本願寺は坊官下間筑後法橋頼照を守護代として府中に置き、北庄一帯には北庄総老大藏能勝、石場総老小六吉連、木田総老原吉親のいわゆる三人衆が居館した。しかし本願寺の越前支配も結局は上方衆や金沢衆などによる国外からの移植政権であり、超勝寺・本覚寺などの大坊主分の圧政であったから下部の道場門徒農民層との間に当然内部分裂を生ずる結果となった。しかも隙があれば本願寺の支配より脱脚しようと機を窺っていた高田派三門徒派などの非本願寺系は勿論日蓮宗派など他宗門の越前内部からの画策もあって、織田信長の越前攻略の前には本願寺領国制もたちまち崩壊してしまった。ここに信長の武將、柴田勝家による大名領国制が始まったのである。

永年に亘る一向宗徒の越前画策の跡を受けて強力な大名領国制を実現するに当っては、国内に根強く残る一向宗徒の撲滅がまず急務と考えられ更に進んで勝家は加賀の一向宗徒の掃討にまで全力を尽くしている。特に勝家は先の伊勢長島の一向一揆攻

撃の際、危く一命を取り留めるほどの重傷を負って、一向一揆に対しては全く積年の恨を懐いていたので天正八年石山本願寺の攻落と共に信長が本願寺の顯如と和を結ぶと、直ちに勝家に對しても加賀一向宗徒との停戦を命じたにもかかわらず、これを無視して北加賀にまで兵を進め、北国一向宗徒の拠点、金沢御坊を焼き払い一揆に對して徹底的打撃を与えている。

この様な勝家の一向宗徒に對する仇敵感は当然彼の宗教對策にも顯われ、その居城、北庄城下へは禪宗を始め、日蓮・浄土・天台の各宗派寺院を集中せしめたが、本願寺派寺院道場でこの時代に創移建されたと伝えられるものは一カ寺も存在しない。天正八年信長と本願寺の和睦が成立して後も勝家治下の本願寺派坊主門徒は他宗を憚かりながら国内に逼塞していたのであろう。

所が、天正十一年本能寺の変後、羽柴秀吉と柴田勝家とが反目する結果となると形勢は一変した。秀吉は全国統一の障害となつた本願寺門徒を利用しようとしたのである。即ち秀吉は天正十一年四月に本願寺に對して、加賀で一揆を起し柴田の背後を

錯乱して協力するならば加賀国を信長の約束通りに支配をさせると勧誘している。果してこれがどの程度まで実行されたかは不明としても北陸豪勇とされた勝家の政権がもろくも崩れ去ったことは、越前国内の陰然たる一向宗徒の内部よりの反抗と背後の加賀よりの牽制が預かつて力があったのであろう。

柴田勝家の滅亡後、丹羽長秀が領主となつたが僅か二年の治世で世を去ると、天正十三年、堀秀政がこの後を承けて越前国三十万石に封ぜられ北庄を居城とした。

堀久太郎秀政は美濃の人、初め織田家に仕えたが、織田家の没落と共に秀吉に仕えてその寵遇を受けた。堀氏系図^④によれば秀政の叔父、掃部太夫は美濃厚見郡茜部村に蟄居して一向宗の毛坊主となり、秀政は幼少の時この叔父の下で成長したと云う。従つて勝家とは反對に彼は本願寺と深く好を通じ、領内の一向宗徒に保護を加えた。秀政は入部すると北庄柳町において寺地方百間を本願寺に寄進し、その子秀治に至って殿宇を造営した。これが現在の西別院の濫觴で、このため秀政の影象はその後永く御

堂に安置されていたのである。

この他照護寺や光明寺も秀政に寺地を寄進されて北庄に移転したと伝えており、天正十九年本覚寺末寺帳^⑤には北庄に浄善寺を始め、法西、明心、了賢、木下、石場に道西、乙ほ、木田に定賢、明円の末寺坊主の名が見られるから堀氏の治世以降、北庄城下に急速に本願寺系統の末寺道場の出現したことが察知せられるのである。

三 東御坊本瑞寺の成立

東御坊の前身は北庄総坊又は九カ寺総坊と称せられ、北庄九人衆の道場坊主が中心となって建立した坊舎に始まる。更にその発生をさかのぼれば、先にも触れた如く文明年間蓮如の北庄教化の際、その弟子蓮崇が北庄浜に道場を創立したのに起源を発し、その後中絶していたものを堀秀政の治世以後、北庄塩町に北庄総道場として復興されたものと考えられるのである。この北庄総坊を維持していた九人衆が一体、後のどの寺院に当るかに就いては善林寺、願乗寺、真浄寺の各寺院由緒に九カ寺の一寺であったとの記録を留めているに過ぎず、これに関する明確な史料を得ることは出来な

松原 越前東御坊と百カ寺騒動

い。しかし文禄五年六月八日教如が越前北庄九人衆総坊へ下附した親鸞聖人真影の裏書^⑥による願主十三名の連署を唯一の手掛りとして窺知されたのが第一表であり、最初九人衆より始まったものが、この頂には既に十三人に増加していることにも注目される。

本願寺の東西分派は通常慶長七年徳川家康の教如への寺地寄進に始まると云われるが、東門が明確に一派の門跡として扱われてくるのは教如が没して宜如の代、即ち元和五年幕府による寺地の公式寄進以降と考えられるのである。しかし本願寺教団中における教如教団の形成は既に天正八年の顯如の石山本願寺退去の時期にまで遡るの^⑦得るが、具体的な分離運動の起こったのは元年の顯如示寂以後のことであろう。文禄文禄元年十一月顯如が示寂すると翌月教如は豊臣秀吉の意によって本願寺を継職するが、一年も経ずして翌二年九月には裏方へ隠居を命ぜられ代って弟の准如が本願寺を継職している。しかし既に教如はこの前後を通じて新しい教如教団形成を進めていた様でこの期に教如が門末に下附した影像な

第1表 ⑦

文禄5年裏書の寺号及び法名	寺号、法名、寂年 ○内の数字は代数	最も古い寺号を有する下附物	(願主)
真願寺	①道崇 徳行寺 ^②	太子七高祖、寛永6.6.22下附	(道崇)
浄心寺	①祐誓 ②法順	上官太子、寛永元.10.8下附	(心覚)
善願寺	?	親鸞聖人、慶長13.9.25下附	(祐誓)
願西寺	?	木 仏、寛永元.3.16下附	(慶順)
了願寺	称念寺	紙 寺号、元和2.6.25下附	(善了)
了願寺	?		
浄永了道了	妙楽寺 ^⑥ (寛永12年死)	木 仏、元和3.5.23下附	(永久)
了道了	玄照寺 ^①		
了道了	西慶寺 ^①		
了道了	?		
欽迎寺	②性竜 [後西派に帰し 円覚寺と改称]	親鸞聖人、慶長9.10.12下附	(善海)

松原 越前東御坊と百ヶ寺騒動

どが少なからず発見されていたことから知られる。

御坊由来記によれば文禄二年八月代替礼として教如が越前北庄へ下向し、同五年六月には前記の如く九人衆総坊に御真影を免ぜられた。所でここに注目すべきことは文禄二年の教如の越前遊化の際、九ヶ寺に諭してこの総坊を教如に献せしめようとしたが、九ヶ寺はこの命を強く拒んだと云う。当時北庄には西別院の前身、堀秀政の寄進せる御堂本行寺があり、恐らく文禄二年の宗主職継承以前であろうが、准如はこの本行寺の住職になる筈であったと云うから、この頃既にこの本行寺を中心として照護寺、真宗寺、本向寺、本覚寺など越前有有力末寺があげて准如に帰趨する気運があったので、これに対抗して越前における教如教団の橋頭堡として北庄総坊を教如側御坊に起立しようと思図したのであるが、准如教団の勢力の強い北庄ではこの教如の意図にやはり少なからず抵抗を感じざるを得なかったであろう。

所が、慶長六年藩祖秀康公が関東結城より北庄に入部すると結城より引越した本瑞寺にこの北庄総坊を併せて、城下常盤町に

寺地二千九百拾二坪を寄進して常宇を建立した。翌七年東之御堂本瑞寺と称し、同十年名実共に東御坊が成立したと云う。既に觸れた様に家康の教如への寺地寄進は古来より家康の本願寺二分策と考えられており、いづれにしても教如の東派が徳川幕府と密接に結びついてその保護のもとに発展したことは事実であろう。しかして最初九ヶ寺がこぞって教如の命を拒んだと云う北庄総坊も結城引越寺院本瑞寺との併合によってようやく東門の末寺総觸頭として成立したと云う経緯についてはやはり徳川一門として越前に移封された結城秀康の政治的背景もあつたとする推測は看過できないようである。更にこれに加えて秀康の家臣団中の三河出身武士層と関係を保ちつつ三河より越前へ引越した三河山長休寺、野寺本証寺(掛所)や結城よりの結城山西念寺が共に東門に帰属したこと、特に本証寺が秀康の生母長松院の菩提寺であつたことなどと考へ併せて越前東派寺院への保護は当然の結果であつたと思われるのである。

本瑞寺は東本願寺の地方一末寺ではあつたが越前東派諸末寺を統率監守する総觸頭役を務めて誠に重要な立場にあつたので、

連枝格寺院として住職には教如の息女榮寿院教応(龜姫)を下して第一世住職とし、寛永二年江州慈敬寺教映を龜姫に配し同十三年にはその子童華院宣亨が第二世住職となっている。童華院幼少の頃は養徳寺善好が万事院家役を勤め善好歸寺の間は願行、良誓、了弥、祐義、祐海の六老僧が交々出仕して取持ち左配したと云う。一方東御坊根本の九ヶ寺もそれぞれ御堂馬行内に特別の座配を有して宗務にたざさわつていた様である。⑩

四 町在門徒と末寺・寺内寺

東御坊は北庄総坊が根本であるため成立当初は町方門徒がその主体を占めていたと考えられる。しかし明治以降の門徒分布を眺めてみると旧福井市内以外に坂井・吉田・足羽三郡にかけて広範囲に門徒の散在していたことが知られる。この在方門徒の多くは勿論、東御坊成立当初からのものではなく、寛永年間寺請制度の強化によって本瑞寺に帰参し、門徒化したものもあるが、その後の種々な宗門世俗の抗争によって改派帰参した門徒も多々あつたことが分散史料によつても容易に推考できる。

第2表 本瑞寺門徒分布表

松原 越前東御坊と百ヶ寺騒動

郡市	旧町村	世帯	内 10戸以上の門徒を有する部落	郡市	旧町村	世帯	内 10戸以上の門徒を有する部落
坂井郡	鷹巣	52	高松 須 (27) 荒陰 (25)	吉田郡	上志比	29	牧福島 (25)
	本郷	26	長崎 (17)		下志比	34	飯島 (30)
	高竹	16	上竹ノ (16)	福井市	旧福井市	130	花堂 (31) 幾久山 (12) 丸山 (12) 神明 (11) 大和田 (20) 原目 (14) 高柳 (12) 灯明寺 (15) 角原 (15)
	坪田	22	牛ノ谷 (21)		近郊	58	
	伊井	18	矢地 (17)	和田	11		
	芦原	25	布舟 目津 (30) (14)	東藤島	38		
	本荘	35	西河上 番間 (18) (11)	中藤島	34		
	木部	46	清新 永保 (31) (11)	麻生津	19		
	大石	70	大辻 牧 (39) (27)	その他	29		
	春江	91	{中安田 庄 (19) 金剛 浜端寺 (22) (12) (35)	足羽郡	酒生 39 六条 38 その他 3	荒木 (17) 新保 (22) 下筋生田 (35)	
	細呂	16	宮谷 (16)	大野郡	44		
	北の	26	北瀉 (24)	南条郡	10		
	その他	45		丹生郡	27		
計		532 世帯		計		543 世帯	

合計 約1,075戸

(注) 坂井郡統計は明治5年壬申戸籍より集計、その他は東別院蔵(昭和10年頃)の門徒台帳より集計

その著例を示せば寛永年間、高田派越前
 畠中専修寺と伊勢一身田専修寺との本末争
 いの結果幕府の裁決によって越前側の敗訴
 に決し、畠中専修寺が没落すると坂井郡よ
 り丹生郡北部にかけての越前専修寺門徒の
 多くが一身田専修寺門徒化を強制されたに
 もかわらず、その殆んどが高田流を捨て
 て他宗に改宗し、その中の半分が本願寺宗
 東派へ帰参したと云う。即ち寛永十四年(一六三七)東派十ヶ寺が連判して横田河内
 守に提出した文書中に「真教が門徒当国
 宰相殿之御領分ニ六七十ヶ村ほど御座候、
 (東本願寺派)
 此内半分ハ御一流ニ帰依仕候、西へハ一
 人も付不申候、残る分ハ八宗九宗おもひお
 もひに宗旨をかへ申候事」とあることから
 も知られるのである。その後畠中専修寺の
 末流が大味に法雲寺として再興し、東派に
 帰属するとその一部が法雲寺へ再帰参した
 ものもあったが、いづれにしても丹生郡か
 ら坂井郡の北部一帯にかけての東派門徒の
 多くはかつての専修寺門末であったことは
 疑うべくもなく、先記の十ヶ寺を始めこの
 地域の東派諸寺はこれらの門徒を吸収して
 寺勢を延ばし、同時に本瑞寺もこれを機に

多くの直参門徒を擁したと考えられるのである。(第二表参照)

この本瑞寺直参門徒の村方における法務の執行と信仰の寄合場として本瑞寺持道場が設立された。しかし、延享元年(一七四四)本瑞寺が東本願寺掛所に改革されると、この本瑞寺末道場は東本願寺直参道場に昇格したが、後に述べるように自庵道場とは異なり、東別院直参門徒をさばいていたから事実上東別院末寺格であったことは

第3表 本瑞寺旧末寺

旧郡	所在地	寺院	呼寺号	下附年月日
吉田郡	高木	弥勒寺	正徳	2. 8.14
〃	〃	静光寺	正徳	2. 8.19
〃	〃	宝照寺?	天和	2.11. 2
〃	轟	安照寺	天和	2.10. 4
羽郡	牧福島	花堂寺	宝永	2. 7.
〃	荒木新保	荒筋生田	天和	3. 6.20
〃	下助	北和	?	?
坂井郡	北和	荒谷	文化	13. 3.25
〃	〃	〃	文化	5. 7. 5
〃	〃	〃	永安	8. 5.19
〃	〃	〃	?	?
〃	〃	〃	?	?
大野郡	鹿	鹿	万延	1.10.26

間違いない。勿論その多くは明治初年東別院の支配から離脱して現在は名実共に東本願寺末寺として独立している。いずれも藩政中期以降、寺号を得ているが、本山より「寺法限り」の寺号、即ち幕府からは一寺としては認められない道場格の新寺であった。従って自庵とは異なり一切自分門徒を持たず、宗門改めも連枝住職の頃は本瑞寺宗印を押し、輪番制の時代には各輪番寺の宗印によって済ましていた。

従ってこれら末寺道場は常に中山本瑞寺を離れ「自庵」として独立しようとする気配を示した。この例を高木村寂静寺、宝光寺に見ることが出来る。慶長十一年九月教如上人より下附された願如上人真影裏書写によれば、この絵像の寄進人は吉田郡高木村法祐、高柳村玄慶、寺前村覚円の三人であり、旧中藤島村(福井市)高木法祐寺、(寂静寺)高柳了円寺、(宝光寺)寺前通仙寺の各先祖にあたる。これら諸寺庵は元来、本瑞寺下道場より始まり、藩政中期には各々法祐寺(正徳二年)、了円寺(正徳二年)、通仙寺(天和二年)と「寺法限り」の新寺号を得ている。その後これら三カ寺は更に福井藩寺号

帳に載る浮寺号(寺号は残っているが既に廃寺となっているもの)を苦心の末買得し、従来の本山限りの新寺号(呼寺号)を古寺号に改めている。即ち法祐寺は宝曆五年(一七五五)坂井郡豊原寺内の弥勒寺を、了円寺は文化十二年(一八一五)木田持宝院末の寂院南光寺を、同年通仙寺が南条郡国兼村の宝光寺をそれぞれ買得した。更に寛政四年(一七九二)了円寺が、同八年弥勒寺が自庵として本瑞寺より認可されて独立し、宝光寺も古寺号買得と同時に自庵となり本瑞寺の支配を離れて独立したと考えられる。

在方末寺道場の他に本瑞寺境内には御堂衆と呼ばれる寺内寺(寺家又は塔頭寺)が数カ寺あった。本瑞寺の町方門徒や分散する在方門徒の法務を代行する一方、本瑞寺の重要な法会や宗務執行に直接関与する役寺であったが、本瑞寺末寺道場とは異なり比較的早期に寺号を免許されて、他の有力寺院と同等に古寺号を有し、形の上では独立した存在であった。又本山よりの下附免物も「越前福居御末寺御堂衆故、御礼半銀

第4表 本瑞寺 寺家寺一覧表

松原 越前東御坊と百ヶ寺騒動

	本山よりの下附物 〔注〕	下附年月日	願主	
恵徳寺	木仏	寛文 8. 7. 11	2世 順 應	2世 祐誓 (寛文 2年死)
浄慶寺	太子七高祖 (銘替)	承応 2. 7. 27	2世 行 祐	
法養寺	教如御影 〔寺号〕	寛永15. 4. 20	開基 法 順	
長賢寺	木仏	元和 6. 8. 14		
万本誓重寺	〔紙寺号〕	元和 9. 8. 31	明 祐	
(願良) 因寺	木仏	寛文 5. 7. 1	慶 誉	現在廃寺 〃

〔注〕主として大谷大学蔵の申物帳によったが、最古の寺号を有する下附物を取り上げた。

にて御免されるほどに優遇されていたのである。一般にこれら寺内寺が比較的、早期に寺号を免許されたのは本山への礼銀が半分又は全免されたと云う経済的理由もあるが、本瑞寺々内にあつて直接本瑞寺の宗務に關与していたからであつた。しかし一方、この様な立場にあつたため在方末寺道場とは異なり、自庵独立化の道は遅れ、明治初年の本末制度の解体が実現して始めて独立し寺内地を離れて移転しているのである。

五 武士門徒と大檀越永見志摩守の権勢

前記の如く北庄総坊根本の町方直参門徒と東御坊成立後の在方門徒など被支配者階層の他に当然のことながら結城引越本瑞寺に附隋の三河出身武士門徒をも含む二重構造をもつていた。真宗寺院としては稀有の存在であつた。本瑞寺が藩政期を通じてどれほどの武士門徒を有していたかは現在資料が失われて知る術もないが、武士層によつて結成された「講」もあり、この講・中より本瑞寺に仏具その他の寄進のあつたことが知られる。

この武士門徒中での大檀越は永見志摩守吉次であつた。永見は三河出身で初め姓を毛受と称したが、母が永見淡路守吉英の二女であつたため母方の永見姓に改めたものである。しかも彼の母は藩祖秀康の母の妹に当り、云わば秀康とは従弟の關係になる。この様な姻戚關係から結城において一万五千石を以つて召出され、その後吉洪、通供(代々志摩守を襲名)と三代に亘つて家老職を務めて藩政上多に権勢を振つた。

永見志摩守はこの政治的権力を背景に経済的面でも本瑞寺を支援し、寛永末年当時常盤町にあつた本瑞寺が大火で焼失すると、彼の下屋敷地千四百六十九坪を寄進して慶安年中堂守を再建移転させている。これが東別院の現寺地である。又、吉崎蓮如上人古跡に御堂建立の目的から裏御堂門跡より福井藩へ願ひ出た五拾間四方の地面が寛文十三年(一六七三)一方的に東派に寄進されたのも永見志摩を始め武士門徒の発言力とこれに動かされた藩主光通の領主権力の発動と云う政治的背景を抜きにしては考えられないのである。

ここに本瑞寺の宗務に大きな発言権を保
有してきた北庄惣坊以来の九カ寺が、この
永見志摩を中心とする藩屏勢力の政治的、
経済的発言権をバックとした世俗的な宗務
干渉に対して強い反撥を示すのは当然のこ
とであった。九カ寺の一、欽迎寺善竜は決
然と立って永見志摩の横暴による寺弊を矯
正せんとしたが、返って堂宇を破却され、
寺地も没収されると云う憂目に会い、僅か
に本尊のみを抱いて旧縁ある西派本覚寺に
遁れたと云う。その後本山及び福井藩にそ
の非法を訴えたが永見の故障で取り上げら
れず、遂に大野城主松平但馬守の介添もあ
って寛文三年（一六六三）西派に帰参し、
西御堂寺内に寺地を拝領して役寺となり、
円覚寺と改称してこの事件は落着してい
る。

六 善林寺・称念寺の抬頭

寛文九年（一六六九）永見志摩守吉洪が
卒し、更に延宝二年（一六七四）藩主松平
光通が逝去すると本瑞寺に対する保護干渉
も急にその力を弱めてきた。寛文十三年一
方的に東派に寄進された吉崎山上の蓮如上
人古跡が東西両派の聖跡として当然西派よ
りの囑望のあつて然るべき筈なのに最初は

沈黙を守っていた西派が光通の死後、急に
その潜在主権を主張して福井藩にその非法
を訴える運動を活発化してきたのもこの事
情を裏付けるものと考えられるのである。
丁度この時期に藩屏勢力に代つて本瑞寺の
宗務支配権を次第に強化し抬頭してきたの
が善林寺・称念寺の両寺であった。

本瑞寺第二世住職竜華院宜亨が病弱気味
で寛文二年（本山）琢如上人の第六子利与丸（後の
本山十六世一如上人）が第三世住職に迎え
られて恩光院琢性と改めた。しかし寛文十
二年（一六七二）藩主への正月独礼に関し
て恩光院の意に反したとして帰洛してしま
うと藩主光通の招聘によって竜華院が再び
住職に迎えられた。病弱気味の竜華院を補
佐するために後見役として選ばれたのが善
林寺值慶（祐空）と称念寺寂祐の兩名であ
った。これを転機として武士門徒に代わっ
て両寺が本瑞寺宗務に重要な地位を確立す
るに至つたのである。

この様に本山の権力を背景として越前東
派宗門に多大の発言力を有した両寺の言動
は当然、他の越前諸末寺惣同行の妬心を集
めて大きな反撥を招く結果となつた。そし
て御堂衆を始め本瑞寺惣同行衆は結束して

両寺の排斥運動を起したのである。竜華院
は「近年乱心の様」に取沙汰されているが、
これも「家来林賀其外之者、徒をたくみ」
即ち両寺の企みによるもので決して乱気度
はないとし暗に両寺の後見役の不要を示唆
しているのである。

これに対して本山は延宝六年（一六七八）
七月竜華院を上落させているが、竜華院
の越前帰国後下つた越前国惣同行中宛の本
山五家老連名の口上書⑩によれば

一、竜華院病中ニ候間諸事、公儀向、御坊作
法家来仕置等一切構被_レ申間鋪候、後住之
儀、從_レ是可_レ被_二仰付_一候間、其内大形之
儀者善林寺・称念寺・任置両人与京都之御下知
可_レ被_レ窺事（筆者後点）

とあつて両寺の後見役としての立場が本山
によって再確認され、更に強固なものとな
つただけに終わったのである。

しかしこれに屈せず翌七年七月五日越前
国惣同行中より、両寺の非法・専横を七カ
条に亘つてしたためた口上書を本山五家老
に提訴している。この訴状と前後して同二
十二日には「仏法世法見聞之御目代」を名
目として秘かに越前の動勢を探るため、本
山役寺の即成寺、願成寺の二カ寺を越前に

下向させたが、福井藩は訴願のため本瑞寺に参集しようとする末寺門徒が騒動を起すことを極度に恐れて参詣停止の処置に出たことも善林寺・称念寺両寺の画策だと見て不満は益々高まる一方であった。本山役寺の帰洛後、本山からは何等の音沙汰も無かったので門下惣同行は再度に亘って善林寺・称念寺の退寺を要求してその代表を上洛させる有様であった。

一方、本瑞寺住職、竜華院も善林寺・称念寺の支配には非常な不満を抱いていたらしい。本山よりの両使僧が竜華院に「今迄通り善林寺・称念寺の両寺に御坊支配之儀、弥々、仰付られる上は左様に心得られる様」と伝えたに對し、竜華院は「其段者難ニ心得ニ候、就レ其門下与訴状指上被レ申候、御尋可レ被レ成^①」といつて席を蹴つて其場を立去つたという。

さてここで一応、善林寺、称念寺の寺歴を概観して見よう。善林寺は文禄二年（一五九三）八月北庄総坊の地に創立され、慶長元年（一五九六）六月寺号を免許された^②。北庄総坊根本の九ヶ寺中、最も有力な一寺であり、東御坊が慶安年中現地に

移建されると善林寺も寺内地に移転し、御堂衆を統轄して相当早くから東御坊宗務に関与していたと見られる。一方、称念寺の開基は江守願行坊といひ、（現在も江守の種池に称念寺旧寺跡がある。）大町専修寺賢会の書状中にしばしば見られる「江守願堯」はこれを指すと考えられるから、元來、大町門徒であったものが天正一揆後、大町専修寺の没落と共に浮浪し、後に、東派に帰入したものである。慶長八年北庄呉服町に移転し、更に万治二年の大火で現地に移転している^③。

この様に善林寺は九ヶ寺総坊の有力な一寺であり、称念寺は藩政時代、足羽・今立・丹生・南条の諸郡に亘って末寺道場十數ヶ所、門徒千以上を有する大寺ではあったが、両寺共に院家一家衆などの寺格を有する由緒寺院というわけでもなく、云わば、地方の新興寺院に過ぎなかったのである。では何故にこの両寺が本瑞寺住職竜華院を始め、越前諸末寺や惣同行など多くの反対を集めながらも本山は両寺の立場を偏向的に支持したのであるうか。

善林寺、称念寺の後見役は前記した如く

寛文十二年竜華院の再住を契機に仰付けられたが、特に「辰ノ年与弥々支配人之様ニ承及び候^④」とある様に辰ノ年、即ち延宝四年（一六七六）から両寺の専横が目立ってきた様である。延宝四年は前記の如く吉崎山上蓮如上人旧跡の主導権をめぐって東西両本願寺間で激しい争論が始まった年である。福井藩はこの解決に悩み翌年八月、江戸社奉行の裁決に持ち越された。裁決の結果は「要害の地たるを以て破却し旧跡へは双方共に手入不可仕^⑤」として事件は落着した。延宝四年以来、両寺は越前東派の門流を代表して活躍し、特に称念寺は東本願寺家老の横田主水、粟津右近を始め本願寺坊官、役寺と共に江戸社奉行所において西派方と激しく渡り合い、その活躍振りには江戸御坊（浅草御坊）山上一件日記に生々と描写されている。即ちこの事件を通して両寺は全国の末寺門徒を掌握し本山の支配権力を握る本願寺家老坊官と強く結び付き、この本山の権力を背景に越前東派宗門に大きな発言力を有したのである。

又、後述する如く百ヶ寺騒動の際には多くの武士門徒が反対派寺院と共に西派に転派

していることから知られる様に、両寺の後見役選定は恐らく永年に亘る永見志摩守を始めとした武士門徒の世俗的な支配干渉を除かんがためであったと考えられる。この様に本山はその立場を守るためにも当然に両寺を庇護せざるを得なかったのである。

更に反対派の訴願した内容を通観してみると一貫して両寺の独断的専横を鋭く指摘している。即ち当時、本瑞寺の経済は豪華の奢侈な生活のためか、相当、勝手元不如意の段階にまで進んでいた。多くの法物・仏具が質入れされて緊急の法事には全く間に合わない状態であった。この様な御堂衰微を招いたのも門下には一言の相談もなかったためであって両寺の取締役としての落度だとして激しく糾弾しているのである。訴願状の内容をそのまま反転すれば両寺の後見役に対する不満妬心が次第に累積し、これに賛同する群集心理がこの様な党派を助長していったのである。一方、本山側も反対派寺院の言動をその裏面に流れる妬心としてしか受け留めなかったことが、両寺を罷免できなかった理由の一つとして考えたいのである。

しかし、この様に越前末寺惣同行から、ごうく〜と高まる不満の声、拡がる排斥運動など、事ここに至っては、これをその儘、おおい隠す事はもうできなかった。延宝九年(天和元年)、善林寺・称念寺の両寺は自から御坊出仕を取り止め、寺内に逼塞して激しい風当りを除けたのである。そしてこれら非難の声はここに、ようやく鳴りをひそめ、騒動のきざしは消えたかに思われたのであった。

七 百カ寺騒動の発端

善林寺・称念寺の後見役をめぐって越前東派宗門が沸騰、動揺を重ねている間、一方においては病気勝ちの竜華院の後住について真剣に考えられていた。既に藩主光通在世中の延宝初年に京都本山と福井藩との間で後住問題についての往復書簡が再三取り交わされたが、御門跡連枝入院之事、国民の費たる故、從^{先代御代}一御同心難^レ無^レ之^{②⑥}、き状態で成立の運びには至らなかつた。しかし善林寺・称念寺の後見役が多くの反感を買って紛糾するにつれて竜華院後住問題の解決がせまられ、延宝八年東本願寺門跡一如が直接江戸寺社奉行阿部四郎五郎に

後住問題について福井藩との斡旋方を依頼すると同時に本山家老栗津右近は江戸の松平藩邸において直談する有様であった。

この様な本山側の強い要望に対して福井藩もこれ以上抗し切れず、近年越前守殿御国許町在々共困窮之事候条、彼地之様子御聞合御下向候様と存候間御下向之前廉越前守殿家老衆、御内通候而差凶次第御下向可^レ然候事^{②⑦}として遂に本瑞寺後住問題も落着した。そして三年後の天和三年(一六八三)四月十二日播州姫路本徳寺住職演慈院琢玄が本徳寺との兼務として本瑞寺第四世住職についた。本山第三代門跡琢如の第三連枝であった。

さてこの演慈院入寺の四月執行された前門跡琢如上人十三回忌法要が実に百カ寺騒動の直接の誘因となったのである。この法要に三カ年御堂出仕をひかえてきた両寺が読経中の礼拝を願出て許され初めて出仕したので、これを見た反対派寺院は読経中一カ寺二カ寺と引き、百カ寺残らず退席したため法要は全く不興に終った。演慈院にとって実父の法要にも当り、殊の外憤り強く、甚だ以って不届の坊主共なりとし糾明した。これに対し百カ寺側は結束し

て代表十カ寺を選び、上京、本山集会所へ出頭して「善林寺・正念寺御坊へ禁足の筈に候、今度出仕には、百カ寺出仕をやめ、其上己来御馳走も仕間敷」などと願書を以て申立てた。しかし本山は「今度前住様御法事御修行と申、演慈院御入寺と申、かたゞ日比は如何様意趣有レ之とも、今度、ケ様に仕難きこと千万不届成義と存候、其上両僧儀本寺より禁足被ニ仰付一たる者にて無レ之我儘に仕たることに候」としてその非を強く指摘し、百カ寺側の申分は立たなかつた。しかも門跡の意見として「我儘に意趣をふくみ、正意をこのひく事固く御嫌ひ候、たとへ御坊はつぶれ候へども法流の立ち候様にとばかりに、中々ケ様なる悪心坊主にては無レ之ものとも、出仕候とも、役に立たぬ事に候」として強硬な態度を表明して譲らなかつた。

この事件を通じて両寺を含む十七カ寺は百カ寺側から離れて中立を保った。宝永五年（一七〇八）敦賀郡を除く越前東派寺院数は一三六カ寺であるから天和年中当時は約百十数カ寺ぐらいたつたと推定され、実

松原 越前東御坊と百カ寺騒動

に十七カ寺を除く殆んど寺院が本山に結束して対抗したわけで、東本願寺にとって最悪の場合には越前における東派勢力を壊滅的に失う危機をはらんでいたのである。

八 百カ寺の西派転宗と門徒の動向

百カ寺側の本山提訴など越前国内の不穏な形成を見てとつた福井藩も「為レ差雖レ不レ及ニ騒動ニ檀方大勢之事ニ候間」として五月二十日、本多・狩野国家老から本山下間・粟津の坊官に早々事件を相済ませる様にと申達している。これに対し本山側は「坊主共余ニ不所存成仕形ニ御座候故ニ勸忍」なりがたいがとにかく早く落着く様に尽力すると返礼を送っている。そして同年七月本山使僧法順坊を越前に差下し、その首謀者九カ寺を宗門より放つてここに一応事件は落着した。

役人衆へ口上

内々福居末寺之儀付□□御心入之段具ニ相達御門跡も御祝着之御事ニ候。不所存成末寺共数多有レ之、役人衆御苦勞ニ罷成候段痛入思召ニ候。尤仕置可ニ申付ニ様在レ之候得共、左候へバ弥末々迄も事六か敷所々御沙汰ニも成候敷。然バ頭取之分ハ此方下ヲ放被レ申候。

是にて事済申間敷候ハ追々ニ可レ被ニ申付ニ候。只今迄御苦勞御礼傍々御届被ニ申入ニ候。粟津勝兵衛 下間治部卿

手下ヲ放坊主

法円寺 同正善寺 同西慶寺 同玄照寺 同宗源寺 同光臨寺 三國淨願寺 金津願泉寺 新保受恩寺

百カ寺側の敗色が決定的になると団結して西派への転宗運動を転回した。先に永見志摩の軋轢によって本瑞寺内を追われた円覚寺（欽迎寺）がこの時とばかりに誘引運動を起したのは当然の事でこれら寺院の西派転宗に関して積極的な活動を行っていた。

現在福井大学図書館に所蔵されている「百箇寺騒動畧記」は元来、大野郡伏石常興寺に伝えられたものであるが、内容からして当時の西別院輪番僧が記した日記であろう。前後を失してはいるが、天和三年七月より翌貞享元年正月までのあわただしい西派帰入状況が生々と記されている。「大谷本願寺通記卷三」に「天和三年七月越前東門下諸寺、来属ニ吾門」。世称スニ東門百箇寺騒動」。初来帰者、凡一百寺許。末レ幾

第5表 天和3年中の西派帰参寺院

帰参月日	寺院	○は破門された寺	×は現在も西派
7月15日	福居	法円寺○	×
	〃	正善寺○	×
	〃	玄照寺○(願照寺)	×
	〃	宗源寺○	×
	〃	西慶寺○	後に復帰
	〃	光臨寺○	後に廃寺となる
	〃	誓行寺○?(清行寺)	×
	新保	受恩寺○(米ヶ脇 西光寺下)	×
	三国	浄願寺○	7月16日復帰
	金津	願泉寺○?	後に復帰
	福居	光明寺	×
	〃	勝楽寺	×
	〃	慶福寺	10月5日復帰
	海老助	善照寺	8月13日復帰
	三国	唯称寺	後に復帰
	〃	智敬寺	後に復帰
	南居	陽願寺	後に復帰
	藤島	超勝寺	} 12月22日復帰
	〃	偏超寺(超勝寺々僧)	
	〃	平慶寺(〃下寺)	
7月17日	水切	信行寺(法円寺下寺)	×
7月18日	鶴ヶ沢	南専寺	×
7月20日	伏石	常興寺	×
	下北野	法覚寺(光臨寺下)	後に復帰(順宝寺)
	風卷	浄明寺	〃
	笹谷	乘泉寺	東西に分裂
	伏石	晴雲寺(常興寺々中)	×
	三尾野	久济寺(明源寺下)	後に復帰
	勝山	浄願寺	〃
7月21日	御給	専福寺	×
7月25日	御油	正願寺	×
9月1日	大樟浦	福正寺	×
	道口浦	道意(現在の真宗寺)	後に復帰

松原
越前東御坊と百カ寺騒動

以上の外に各寺院記録によって知られる東派よりの転宗寺院

令久寺(丹生郡越前町梅浦)
 長法寺(坂井郡芦原町布目)
 養善寺(〃〃二面)
 善勝寺(〃〃番田)
 応行寺(大野市西町)
 浄得寺下
 善休寺(今立郡今立町杉尾)

多復^レ旧云。」とある。即ち初め百ヶ寺挙つて西派に帰したが後間もなく、多くは又東派に復したと云うのであるが、これは少々誇張と考へても前記「百箇寺騒動畧記」によれば少なく共三十ヶ寺以上が西派へ転宗しており、その他の資料によつても当時東派より帰参したと云う西派寺院が他にも相当数あることなどからして百ヶ寺側が挙つて転派運動を起したことは事実であろう。

元來、百ヶ寺騒動は善林・称念両寺に対する各寺院坊主の妬心より端を發しているのであるから、門徒が必らずしも寺の住職と行動を一にしたとは限らない。門徒の充分な納得をも得ずして、又その統率力をも欠けた住職が一方的に転派すると、そこに寺と門徒との間に大きな争論が起る。この様に一たん転派したとは云うものの門徒の同意を得られなかつた寺院は時を経ずして直ちに東派へ復帰せざるを得なかつたのであつた。

海老助善照寺は七月十三日西派に帰参したが、如可にも帰参之儀、最前同心仕候^{而も}武百計ノ旦那、漸々拾五家付來候、此躰ニ而候故、兩親殊之外迷惑ニ存、及渴命候故、帰参之儀無用と達而歎キ申候ニ付、不^レ及ニ

是非ニ^レとして一ヵ月を経た八月十三日の夕刻再び裏方へ立歸つてゐる。

藤島東超勝寺は先住安立院代に帰参し再び東派へ立歸つたと云う前歴を有するため、今回の西派帰参には慎重な態度がとられ、中介の勞をとつた本覺寺と御堂衆に對して此度、何茂同心^ニ而帰参仕候上ハ以後何様の儀御座候共裏方へ立歸間敷候、若別心有^レ之候ハ公儀江御届候而如何様も御申付可^レ有^レ之候”と堅い誓約状を入れて帰参したにも拘わらず、五ヵ月を経た同年十二月に再び東派へ復歸しているのも恐らく門徒の強硬な反對があつたためであろう。

この他、東派より破門された九ヶ寺中の西慶寺でさえ、後に再び東派へ復歸しているのもこれらの理由によるものである。

しかし一方においては東派寺院を離壇して西派に歸入した門徒もあつた。即ち八月二十四日には今立郡不老村の^茶脇西光寺門徒十四、五軒が同村^{西派}光円寺(好善寺)に帰参、又十月九日、同十六日の二回に亘つて坂井郡粟田島門徒が西派に歸入してゐる。

他方、武士門徒の西派帰参も相次いで見

られた。柳原十郎右エ門(知行六百石)、同舎第六郎右エ門(知行三百石)の兩人は本瑞寺直参門徒であつたが、西派へ帰参し宗源寺門徒となつて先祖の墓石を同寺へ引移している。この他、知行二千五百拾石の松原右エ門を始め、同族七家、及び堀、高田の二家、御切米取二十七人が西へ帰参して光明寺旦那となり、正善寺では知行取一人、御扶持人二十人程、勝樂寺では知行取四家、切米取二家、誓行寺でも知行千石の花木外記など二家が各々西派帰参している。この他にも帰参した武士門徒が多くあつたと見られるが、かつて永見志摩守を頂

点として權勢を振つてきた武士門徒が、善林・称念両寺の独專的な宗務干渉に少なからず不満を抱いていた一面がこれによつても窺えるようである。

〃御家中、至三下々ニ迄宗旨改ル儀御構無^レ之候得共、東西之事何角相争騒動無^レ之様”と家中以下町、郡兩奉行所へ申し渡して、ひたすら不干渉主義をとつてきた福井藩も、この様に家中、在家を問はず転宗が頻々となり、転派寺院が続出すと、七月二十二日には再度に亘つて在々触れ書を出している。

松原 越前東御坊と百カ寺騒動

東本覚寺末寺今度西本願寺、帰参之寺々多々有之候、尤寺法之儀ハ從ニ公儀一御かまい無之候、然共騒動不仕様ニ面々組下村々諸百姓へ堅可ニ申渡一候、若少成共違乱之儀有レ之候ハバ早々注進可仕候、其品ニより急度可ニ申付一候条少も油断仕間敷候

この様な福井藩の門末慰撫対策にかかわらず寺方と門徒との対立はやはり避けられなかつた様である。長法寺の如く門徒が二分したと思われる例もある。

長法寺は坂井郡布目村(芹原町)一村の東派惣道場として成立し寛文五年(一六六五)に寺号を免ぜられたが、騒動が起ると百カ寺側の門徒はこの長法寺を擁して西派に帰参し、反対派は本瑞寺直参門徒となつて残留しようである。明治五年の戸籍調査では五十五戸の布目村が長法寺門徒二十五戸、本瑞寺門徒三十戸と分裂している。

九 笹谷乗泉寺と門徒との紛争

寺と門徒をめぐる激しい対立は丹生郡笹谷村(清水町)乗泉寺の場合に見られる。乗泉寺は一向一揆にも活躍した志津庄の渡部了珪を先祖とし、慶長十三年以前には既に乗泉寺の寺号が下附されていて、この地方では最も古い寺院の一つである。

乗泉寺は七月十八日に西派に帰参したが、笹谷村の頭門徒である市郎右エ門、源右エ門、弥兵衛を始め惣門徒はこれに同意せず、寺を占居し、法宝物を押え、妻子を奪つて、裏方への復帰を強要し、さもなければ住職を追放する気配さえ見えたので乗泉寺は早速に郡奉行に訴出た。この訴状によつて、この張本人であつた市郎右エ門は直ちに牢舎を命ぜられた。

しかしこれで事件が解決したのでは無い。これによつて門徒側の態度は更に一層強硬になる一方であつた。従つて私申分理分ニ成、市郎右エ門仕置ニ成候ハ、弥々門徒共此方へ付申間敷候、只寺法物山林田畠等請取構不申候ハ、追而ハ残ル門徒ニ付申者も可レ有之哉と存候と云う乗泉寺の悲観的観測であつた。笹谷村を地方知行所とする本多左兵衛、郡奉行西尾弥惣兵衛、更には横見付衆丹羽八郎左エ門までがこの事件の処理にはほと／＼手を焼き何時落着くとも判らぬ状態だったのである。

元禄十年(一六九七)の笹谷村宗門改帳によると乗泉寺義貞(寿玄)とは見えるが、乗泉寺門徒は一軒も見えず、村民百三十九人中二五三人が本瑞寺門徒として記載

されているから、結局は乗泉寺門徒はすべて本瑞寺直参門徒になつて離檀し、乗泉寺のみ孤立したものと見られる。元禄十五年(一七〇二)義貞は弟の坂井郡東田中村西派勝楽寺了仲に五拾両で木仏(御裏書共に飛掾官職を売り渡した。元来、勝楽寺は、山久保受法寺道場であつたが、これを契機に乗泉寺と改号して、受法寺を離れ、本願寺直末になつてゐる。

一方、笹谷乗泉寺は宝永二年(一七〇五)義貞の没後、了息祐也が再び東本願寺に帰参し、東派末寺として現在に至つてゐる。騒動後、一時、本瑞寺預りとなつてゐた門徒も、一部を除いて乗泉寺に帰参したようである。明治五年壬申戸籍では乗泉寺門徒七十六戸、本瑞寺門徒七戸と見えてゐる。

十 騒動の結末と輪番所(本瑞寺)の成立

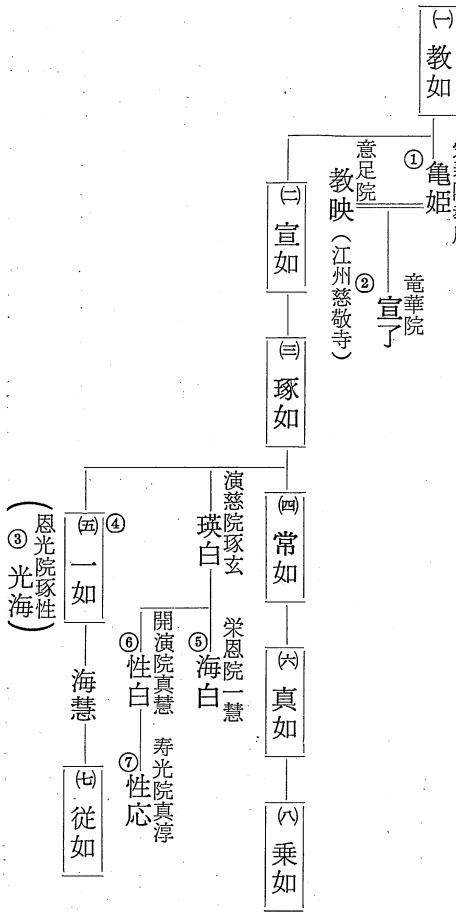
百カ寺騒動の影響は真宗王国とうたわれた越前領内に破紋の如く広がり、本願寺門徒の信仰面にも大きな精神的動揺を与えた。また最初、西派へ転派した百カ寺側諸寺院も門徒を含めて一進一退を繰り返して動揺し、その多くは次々に東派へと復帰した。従つて西本願寺側も末寺として確認す

松原 越前東御坊と百カ寺騒動

ることはあえて急がなかった。名実共に西本願寺末寺としての認可、即ち各寺の木仏裏書の帰參銘替は西派への残存の確定的になつたと考えられる元禄末年より享保初年にかけて行なわれている。帰參申替の例として宗源寺の場合を次に示す。^{③④}

就^②其方先年帰參一木仏尊像並寺号御礼申替願之通遂^①言上^③候処、被^④成^⑤御免^⑥候

本瑞寺と本願寺との関係系譜^{②④}



間、難^①有^②可^③レ為^④安置^⑤候、御礼之儀者追而可^⑥レ被^⑦成^⑧下^⑨御染筆^⑩候条可^⑪レ被^⑫得^⑬其意^⑭候、猶其節此一紙可^⑮レ被^⑯差出^⑰候、如^⑱此候也

享保四年	池 永 外 記	花 押
己亥九月	富 嶋 頼 母	〃〃
	横 田 内 膳	〃〃
	下間刑部卿法眼	〃〃
越前州足羽郡福居	宗源寺	恵雄

() は本願寺代数
○ は本瑞寺代数

演慈院琢玄(瑛白)は万治二年(一六五九)の大火で焼失して以来、仮御堂のままであった本堂の再建を企て、元禄二年(一六八九)六月起工、同五年秋に至って、十七間に十五間の本堂を落成した。従来南面であった本堂を現在の如く東面に改めたのもこの時である。同十六年琢玄の長男、榮恩院一慧(海白)が第五世住職となつたが、宝永三年(一七〇六)十月死没すると、同七年海白の弟、開演院真慧(性白)が江州海津福善寺より入って第六世住職となった。享保十九年(一七三四)性白が退隠すると、同年その長子、寿光院真淳(性心)が第七世住職を継職した。延享元年(一七四四)九月性心の死没後は住職の置くことを廢し、本山より役僧を派遣し寺務を統轄せしめた。東本願寺掛所、即ち輪番所になつたのである。^{③④}

宝曆十年(一七六〇)頃、時の輪番僧盛泉寺は、福井拾二カ寺の非法を三十一カ条にわたって本山に内奏したことがあつた。^{⑤⑥}その第一条に次の如くある。^{⑦⑧}

一、当国之风儀御末寺中をはしめ直參御門徒ニ至迄、意得違御座候、其子細者、先年御連枝御住職之時之格を以、御本山捌之御坊之御格

松原 越前東御坊と百ヶ寺騒動

式を不_レ存何事も限り取計仕度気分不_レ相敵一申候事、

輪番所になつて十六カ年を経過した当時も、やはり昔年の連枝住職本瑞寺の風儀を忘れられず、福井末寺と京都より派遣される輪番僧との間に御坊風儀をめぐる、絶えず意見の衝突のあつたことは明らかである。

条項中、特に注目すべきことは福井末寺がかつての本瑞寺連枝住職時代の再現をひそかに望んでいたことであつた。第十八条に「去_レ子ノ年春、福井称念寺・淨得寺与廻文相廻_レ余間已上称念寺会合仕、御坊御不相統_ニ付_レ御連枝御住職相願申度との相談有_レ之候由_ニ」^(筆者傍点)とあり、末寺側も「御連枝願之儀ハ在辺法中与手前方へ示談ニおよひ御坊御相統之筋と申事ニ御座候へ、難ニ捨置一、一往相談ニおよひ候得とも_ニ」と答えて、暗にその意図のあつたことを認めている。しかし盛源寺は「_ニ御坊之儀先年御連枝之時、御不統ニ御座候処、只今御本山御捌輪番所と相成候て己来、段々御繁昌之処を御不統と被_レ仰候儀ハ不審ニ存候、先年御連枝御住職之節、御勝手御不如意御難渋ニ御座候得とも只今_ニハ先年之御借金迄

相済候様ニ承_レ之候、当国少分之御末寺の力ニ而も御連枝御馳走_ハ難_レ成由被_レ申候間、此相談も調不_レ申候由承_レ之候、此儀も称念寺殿など元来、不法不信_ニ御坊御馳走之心底ハ曾而無_レ之、只輪番之支配を受く事を不快_ニ被_レ存候よりの相談にて_ニ」といひ、又第四条に「往昔、百ヶ寺騒動と申事有_レ之_ニ是以、称念寺、善林寺御坊之後見と成、取計仕候より事起り候由承_レ之候事」と述べて、福井末寺之野望を砕かんとこれに厳しく対決している。

元来、本瑞寺の連枝住職を廢して、輪番所へと改革した当面の理由として「御勝手元御不如意御難渋」という財政的観点が考えられるが、その裏面に流れる最たる原因は本山による中央集権的な越前諸末寺の掌握を実現するためであつた。越前総触頭の地位にあつた本瑞寺が連枝住職である以上は、その後見役と称して、絶えず末寺が宗務に關与し、その権威を扶植し、勢力を張つて、時には本山の権力をはね返すこともなり得ない状態だったからである。実に百ヶ寺騒動はこの辺の事情を如実に物語っている。本山としてもこの様な越前諸末寺を抑えて、本願寺傘下に強力に組織するた

めにも本山より派遣した輪番僧に本山の権限を移譲しなければならなかつたのである。しかし百ヶ寺騒動直後に一挙に改革することはかえつて越前総門徒や諸末寺を強く刺激する結果ともなつて、本山にとつて不利になることは自明の理であつたし、諸末寺の強い抵抗も考えられて直ちには実現し得なかつたのである。延享元年七世性応が死没して嗣子なく、本瑞寺が継絶すると好機到来とばかり、本山は年来の宿望を達して輪番所をここに実現したのである。越前諸末寺がたとえ如何に本瑞寺の連枝住職を望もうとも本山側が決して再現させなかつたのは当然のことであつた。かくして明治を迎えたのである。

(註)

- ① 宝徳三年の方便法身尊像に就いて 松原信之「福井史学」第十号
- ② 宗祖御影(石川県富来恵光寺藏)、絵伝四幅(京都常楽台藏)——本願寺史第一卷所収
- ③ 真宗史概説
- ④ 文部省史料館藏
- ⑤ 本願寺文書拾遺——近世仏教第四号
- ⑥ 御坊由来記(写)——石新保願念寺藏
- ⑦ 各寺に残る過去帳の寺族法名によって調

査したもの。この他百カ寺騒動で西派に帰参した正善寺、勝楽寺、宗源寺、光臨寺（現在廢寺）なども九カ寺の中であつたと推定されるが、法名記録不備のため確かめることが不可能である。

- ⑧ 本願寺教団の東西分立―柏原祐泉
- ⑨ 延宝五年（音崎）山上一件公訴江戸御坊日記写―吉崎願慶寺藏
- ⑩ 越前三等往古並古格之覚（元禄年間か）―東超勝寺藏
- ⑪ 福井願乗寺記録
- ⑫ 一身田専修寺所藏文書 十カ寺とは明源（羽坂）寺善了、浄光寺浄慶、浄明寺西願、仰明（石橋）寺宗似、常称寺了順、德行寺心覚、欽迎（西笠井）寺善竜、称念寺了寂、唯称寺願寿、広善寺了意（福居）
- ⑬ 福井市（旧中藤島村）高柳町寂靜寺記録寺前委細書（東超勝寺藏）によれば寺号免許以前は覚円道場と称した。
- ⑭ 弥勤寺、寂靜寺、宝光寺の記録及び文書申物帳―大谷大学藏
- ⑮ 百箇寺騒動之書―福井大学附属図書館藏初代永見吉次は慶安三年二月十三日卒（法号・玄照院殿釈宗意居士）、二代永見吉洪は寛文九年六月廿日卒（法号・誓光

松原 越前東御坊と百カ寺騒動

院殿釈休応居士）両者共本瑞寺に葬られた。―国事叢記

- ⑯ 東別院略史
- ⑰ 寛文十三年十月廿六日条―御家老中御用留抜再編―松平文庫
- ⑱ 越前人物志 欽迎寺善竜
- ⑲ 福井善林寺記録
- ⑳ 三国勝授寺文書
- ㉑ 寺院明細帳
- ㉒ 御用諸式目録―松平文庫藏
- ㉓ 演慈院宛の一如上人消息―東別院文書（写・願念寺藏）
- ㉔ 十七カ寺とは次の各寺院である。善林寺（福井）・称念寺・浄徳寺・教重寺・德行寺・長休寺・法養寺・西念寺、（杉谷）浄尊寺、（石新保）波寄寺、（白方）寛九寺、（足羽郡和田）願念寺、（成福寺）善立寺、（碧雲）寺、（伊藤系生）丹生郡和田寺、（茨原）称名寺、（百ヶ）寺騒動之書
- ㉕ 福井市史ではこの年を貞享元年としているが、誤記であつて前年の天和三年七月が正しい。
- ㉖ 丹生郡清水町風巻浄明寺文書（笹谷）
- ㉗ 乘泉寺記録・朝倉始末記
- ㉘ 百箇寺騒動畧記―福井大学図書館藏

中川 乘泉寺記録
福井 宗源寺文書

⑳ 大谷一流系図より作成
当時、福井城下にあつた東派末寺は次の十六カ寺であつた。願乗寺・善林寺・慶福寺・德行寺・長休寺・妙楽寺・正蔵寺・浄徳寺・称念寺・西念寺・真浄寺・西慶寺・徳願寺・順光寺・本証寺・教重寺 この中、徳願寺は浄得寺末寺であり、順光寺は延宝二年（一六七四）以降、吉江より移転した寺であり、本証寺は三河野寺本証寺の掛所であつて、延宝以来無住となつて 殿下村 円明寺兼帯となつていた。また、教重寺は寛文十二年（一六七二）に西派より改派した寺である。以上四カ寺を除いた残り十二カ寺が福井古参寺院として法中に大きな発言権を有していたのであろう。

（丸岡高校教諭）